

学校で予防すべき感染症と出席停止について

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として定められており、学校保健安全法により出席停止の措置をとることができます。他者への感染の恐れがなくなり、登校できるようになりましたら、医師記載の「治癒証明書」を担任に提出してください。

出席停止の基準

	学校等で予防すべき感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、 急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
	・ インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	・ 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	・ 麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
第二種	・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・ 風しん	発疹が消失するまで
	・ 水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	・ 咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	・ 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	・ 結核	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	・ 髄膜炎菌性髄膜炎	
	第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の伝染病（群馬県は定めていません）

- <注> ・上記の出席停止期間は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。
 ・手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症は、原則出席停止扱いにはなりません。
 ・インフルエンザの場合は、別書式「インフルエンザ療養報告書（保護者記入）」をお使いください。
 ・新型コロナウイルス感染症の場合は、別書式「新型コロナウイルス感染症療養報告書（保護者記入）」をお使いください。

治 癒 証 明 書

群馬県立高崎女子高等学校長

年 組 番 氏名

上記生徒は、[] のため、出席停止となっておりますが、他者への感染の恐れがなくなりましたので、登校してよいと思われまます。

出席停止期間 月 日 ~ 月 日

令和 年 月 日

医療機関

医師名

印